

中小企業の
人材確保

働きやすい職場づくりに！

墨田区就業規則整備補助金



区内の中小企業において、従業員の働きやすい職場環境づくりのため、就業規則の作成又は改定を行う場合経費の一部を補助します。

補助金額

対象経費の **1/2**、上限 **10万円**
(消費税抜き、千円未満切り捨て)

対象経費

就業規則の作成又は改定のため、**新たに**発生する
社会保険労務士等への委託経費（消費税除く）
※顧問契約料等は対象外です。

受付期間

労働基準監督署の受付日の翌日から起算して **6か月** ※予算額に達し次第、受付を終了します。

対象者

- (1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- (2) 墨田区内に3か月以上主たる事業所を有すること。（※本店登記地及び事業の実態が区内にあること。）
- (3) 法人住民税（個人事業主は特別区民税）を滞納していないこと。
- (4) 区内の事業所に適用される就業規則の作成又は改定を行うこと。
- (5) 常時雇用する従業員が1人以上いること。（申請日時点）
- (6) 墨田区暴力団排除条例に規定する暴力団関係者に該当していないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業等を行っていないこと。

注意

以下のいずれかに該当する場合は、補助の対象となりません。

- ・過去に本補助金の交付を受けた場合
- ・過去に墨田区人材確保・定着支援補助金の交付を受けた場合
- ・過去に墨田区人材確保・定着支援補助金（熱中症対策）の交付を受けた場合
- ・墨田区、国、東京都、他の自治体、公益財団法人東京都中小企業振興公社その他公的機関等から、本補助金と同一の趣旨の補助金等の交付を受けた場合

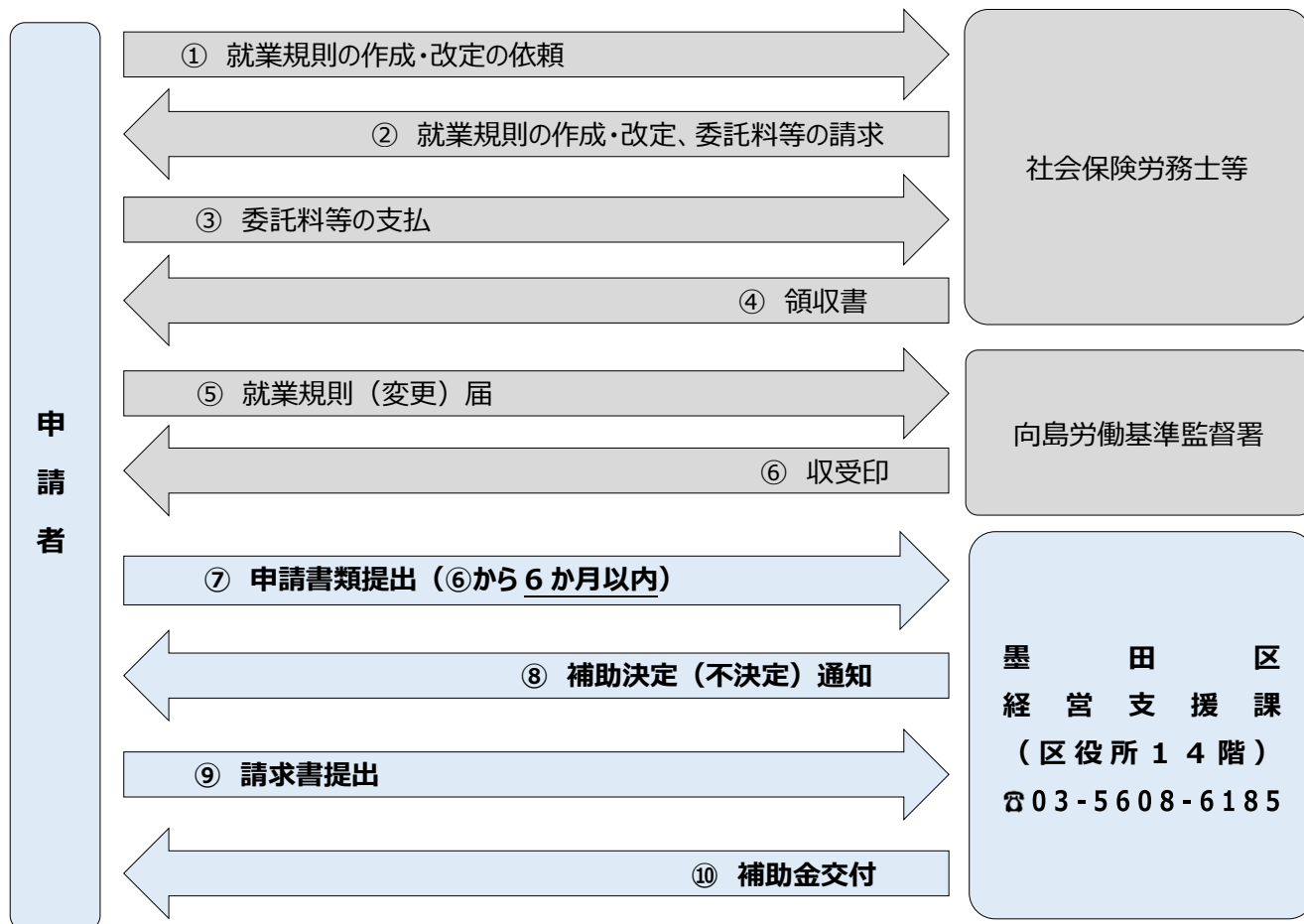
問合せ・申請先

墨田区 産業観光部 経営支援課（区役所14階）

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

☎03-5608-6185

申請手続きのながれ



申請書類

- 交付申請書（第1号様式） 原本1部
- 向島労働基準監督署名、受付日の分かる收受印が押された、就業規則（変更）届又はそれに類する書類 写し1部
- 就業規則 写し1部
※改定の場合は、就業規則の写しと、改正箇所が分かるもの
- 従業員の意見書 写し1部
- 直近の法人住民税及び法人事業税納税証明書 原本1部
(個人事業者の場合は、前年度分の個人住民税納税（非課税）証明書の原本、直近の確定申告書及び青色申告決算書又は収支内訳書の写し（受信通知含む）)
- 履歴事項全部証明書 原本1部
(個人事業者の場合は、開業届、営業許可書の写し等)
- 補助対象経費の領収書 写し1部
(提出できない場合、支払内訳が分かる請求書の写しと、振込額・振込先が分かる銀行振込控え等の写し)
- 事業計画書（第2号様式） 原本1部
- 誓約書（第3号様式） 原本1部